

## ○浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱

(平成28年7月1日告示第47号)

改正	平成29年7月1日告示第76号	平成31年3月27日告示第28号
	令和2年6月1日告示第78号	令和3年12月16日告示第124号
	令和4年3月22日告示第31号	令和5年2月27日告示第21号
	令和5年4月1日告示第59号	令和6年3月29日告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の復興を図るため、町内において事業活動を行う事業者に対して、その電気料金、水道料金及び下水道使用料（以下「光熱水費等」という。）に要する経費について、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年規則第12号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 浪江町内に事務所等を置き事業活動を行う法人又は個人をいう。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定による暴力団、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係している民間団体を除く。
- (2) 事業所等 事務所、工場、店舗、作業場、原材料置場その他前条に規定する補助金の目的の範囲内で町長が必要と認める施設をいう。ただし、他の事業者に貸与することを目的とするものは除く。
- (3) 解除区域等 東日本大震災及び原子力災害により平成25年4月1日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域に指定された区域で、平成29年3月31日に避難指示が解除された区域をいう。
- (4) 特定復興再生拠点区域 平成29年12月に策定した特定復興再生拠点区域再生計画に位置付けられた区域をいう。
- (5) 業種 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。)項目表に掲げるもののうち、別表第1に掲げるものとする。
- (6) スーパーマーケット 日本標準分類項目表に掲げるもののうち、大分類Ⅰ卸売業、小売業に分類されるものであって、中分類56各種商品小売業に分類される業種で、生鮮食料品及び日用品など複数の商品を取り扱う小売業店舗のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内において新たに事業を開始した事業者のうち、別表第1に掲げる業種のものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業者が新たに事業を開始した月の翌月から12月までの間に請求のあった光熱水費等とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電気料金（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であって、1月2千円を超えかつ年間3万円を超えるものとする。
- (2) 水道料金（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

る。)であって、1月1千円を超えかつ年間1万2千円を超えるものとする。

(3) 下水道使用料(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であって、1月1千3百円を超えかつ年間1万5千円を超えるものとする。

2 住居と事業所等が一体となっている場合は、住居面積と事業所面積の按分によって算出した光熱水費等の額とする。

3 補助対象経費について、他の団体等の補助を受けているものは除く。  
(補助金等)

第5条 補助金の額は、解除区域等で事業を行う事業者については、補助対象経費の2分の1とし、特定復興再生拠点区域で事業を行う事業者については、補助対象経費の10分の10とする。

2 前項に定める補助金の額の上限は別表2のとおりとする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業開始許可書の写し

(2) 当該年度の光熱水費等見込書又は計画書

(3) 住居と事務所等が一体となっている場合は、事務所等部分の延べ床面積がわかる平面図

(4) その他町長が特に必要と認める書類

(交付の決定及び通知書)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第3号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、3月31日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内(第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから30日以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 光熱水費等の納付額がわかる書類

(2) その他町長が特に必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金の交付

の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年7月1日告示第76号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱の規定は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成31年3月27日告示第28号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月1日告示第78号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和3年12月16日告示第124号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行し、この要綱による改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月22日告示第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月27日告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年4月1日告示第59号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第98号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に町内において新たに事業を開始し、改正前の浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）により当該補助金の交付を受けた事業者のうち、交付月数が12月に満たない事業者については、12月から旧要綱により交付を受けた月数を差し引いた月数について、この要綱を適用して、補助金を交付するものとする。
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 4

別表(第2条関係)

大分類	中分類	小分類	細分類
C 鉱業、採石業、砂利採取業	すべて		
D 建設業	すべて		
E 製造業	すべて		
H 運輸業、郵便業	43道路旅客運送業		
	47倉庫業	472冷蔵倉庫業	4721冷蔵倉庫業
I 卸売、小売業	すべて		
J 金融業	62銀行業		
	63協同組織金融業		
K 不動産業、物品賃貸業	68不動産取引業		
	69不動産賃貸業・管理業		
L 学術研究、専門・技術サービス業	すべて		
M 宿泊業、飲食サービス業	すべて		
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	781洗濯業	7811普通洗濯業
			7812洗濯物取次業
			7813リネンサプライ業
		782理容業	7821理容業
		783美容業	7831美容業
		784一般公衆浴場業	7841一般公衆浴場業
		789その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7899他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
		795火葬・墓地管理業	7951 火葬業

			7952墓地管理業
	79その他の生活関連サービス業	796冠婚葬祭業	7961葬儀業
			7962結婚式業
		799他に分類できない生活関連サービス業	7993写真プリント、現像・焼付業
	80娯楽業	802興行場（別掲を除く）、興行団	8023劇団
O 教育、学習支援業	82その他の教育、学習支援業	829他に分類されない教育、学習支援業	8299他に分類されない教育、学習支援業
P 医療・福祉	すべて		
Q 複合サービス業	86郵便局		
	87協同組合（他に分類できないもの）		
R サービス業（他に分類されないもの）	88廃棄物処理業		
	89自動車整備業		
	90機械等修理業		
	92その他の事業サービス業	923警備業	923警備業

## 別表第2(第5条関係)

区分	避難区域等	特定復興再生拠点区域
製造業	120万円	240万円
スーパーマーケット	90万円	180万円
その他の業種	60万円	120万円

## 様式第1号(第6条関係)

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付申請書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付申請書  
[別紙参照]

## 様式第2号(第7条関係)

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付決定通知書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付決定通知書  
[別紙参照]

## 様式第3号(第7条関係)

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金不交付決定通知書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金不交付決定通知書  
[別紙参照]

## 様式第4号(第8条関係)

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金変更承認申請書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金変更承認申請書  
[別紙参照]

## 様式第5号(第9条関係)

浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金実績報告書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金実績報告書  
[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付額確定通知書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付額確定通知書  
[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付請求書  
浪江町町内再開事業者等光熱水費等補助金交付請求書  
[別紙参照]